

答申行政第107号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年2月25日付け、人第2412号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和4年2月17日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った。

県庁本庁舎（職員数が最も多い事業場）に関し、令和〇年〇月〇日から〇月〇日までに、労働安全衛生法の規定に基づいて、衛生管理者が行った作業場等の巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料

2 実施機関は、上記開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書について、非開示とする本件処分を行い、令和4年2月25日付けで審査請求人に通知した。

3 本件処分において実施機関が掲げた非開示の理由は、「県庁本庁舎において、衛生管理者による職場巡視は、週1回以上の頻度で実施しているが、全ての実施日、状況または結果の記録を行っておらず、巡視の実施日を特定することができる文書としては、該当するものが存在しないため」というものであった。

4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年4月10日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和4年7月25日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分では、対象文書における「開示をしない理由」の提示は不合理である。よって、行政処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

岡山県庁本庁舎については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）の規定に基づく衛生管理者の作業場等の巡視の措置義務を岡山県知事が負う。労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）で定められた衛生管理者の巡視を実施する措置義務は知事に課されている。「衛生管理者の職場巡視は、週1回以上実施され、衛生管理者又は産業医が巡視を行った場合に資料を作成する」とのことであれば、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までに少なくとも〇件以上の資料があつてしかるべきである。

産業医が巡視を毎月実施していない場合には、「衛生管理者の巡視結果」の情報が提供されているはずである。この情報は多岐にわたるため、メモ等があつてしかるべきである。「全ての実施日、状況または結果の記録を行っておらず、巡視の実施日を特定できる文書として、該当するものが存在しない」とする事情は不合理である。

事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する資料であるから、作成していると予想することは合理的である。対象文書の特定が不十分である。

岡山県庁文書規程（昭和38年岡山県訓令第18号）において、公文書作成の措置義務がある。岡山県が使用する地方公務員が、安全配慮義務違反を論点に訴訟を行う際、衛生管理者の巡視を行った状況又は結果が分かる資料が不存在である場合には、正当性の主張が困難である。よって、記録が作成されておらず保存されていないことは、文書等による処理の原則から逸脱する。巡視がされていれば、公文書は作成されていることから、対象文書が存在しないとする行政処分及び「開示しない理由」の提示は安衛法の規定又は公文書管理の観点から、合理的でない。対象文書の特定が不十分である。

よって、行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

岡山県庁本庁舎は、常時使用する労働者が50人以上であり、安衛法に基づく衛生管理者による職場巡視を行う事業所であることから、職場巡視を週1回以上実施している。その際、簡易なメモは取っていたものの、全ての職場巡視の記録は残していなかった。また、産業医へ報告した後にメモを廃棄していたため、巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料が存在しない。以上のことから、請求のあった期間の文書は存在していないため、非開示とした。なお、職場の労働安全衛生の向上や情報共有等を図るうえで衛生担当者が職場巡視した記録も重要な資料であることから、今後は、これまで記録を残していた産業医が巡視した記録に加え、衛生担当者の巡視記録も残すよう改善した。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

3 本件処分の非開示理由である「不存在」との説明の妥当性について

審査請求人は、次のように主張している。

本件処分において、実施機関は、「衛生管理者による職場巡視は週1回以上の頻度で実施されている」と主張しており、衛生管理者又は産業医が巡視を行った場合に「職場巡視結果」と題する資料を作成することがあるとの応答を受けている。このことからすれば、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までに少なくとも〇件以上の資料があつてしかるべきである。

これに対して、実施機関は弁明書及び意見陳述において次のように主張している。

衛生管理者による職場巡視は週1回以上実施しており、衛生管理者からの指摘事項もあつたが、重要事案ではなかったため文書にはしていない。また、簡易なメモは取っていたものの、実施した全ての職場巡視の記録は残していなかった。当該メモについては、産業医へ巡視結果を報告した後に廃棄していたため、巡視の実施日、状況又は結果が分かる資料が存在しない。また、産業医もその報告の記録は残していない。

これらの衛生管理者の職場巡視の記録のメモとしての取扱いに関しては、その記録の保存のあり方として、事後の検証等の必要性の観点からは十分なものということとはできないが、本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張について、特段、不自然な点は認められず、本件対象文書が存在していない以上、本件処分についても不合理的とまではいえない。その他、本件対象文書が存在することをうかがわせるに足りる事情も認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は審査請求書において種々の主張を行っているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 7 月 2 5 日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年 1 1 月 2 8 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和4年 1 2 月 2 3 日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和5年 1 月 2 6 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和5年 3 月 2 2 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和5年 5 月 1 9 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
木 下 和 朗	岡山大学大学院 法務研究科教授	
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※ 本件事案については、第一部会において審議を行った。